

令和8年八千代市農業委員会

第2回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和8年八千代市農業委員会第2回総会議事日程

開催日時	令和8年2月6日（金）午後1時30分～午後2時40分
開催場所	八千代市市民会館 3階 第3会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第5号，報告第1号～第3号）
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地公売に係る買受適格証明願の件 （農地法第3条分）
議案第2号	農地法第3条の件（市許可分）
議案第3号	農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件 （農地中間管理事業の推進に関する法律）
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件
議案第5号	非農地判断の件
報告第1号	会長決裁事項の報告 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員（13人）

1 立石 猛	2 佐藤 孝之	3 鈴木 美登
5 間野 恵一	6 立石 巖	7 鈴木 正範
8 吉橋 清一	9 今井 茂	10 周郷 崇
11 黒澤 京子	12 花島 淳	13 黒崎 玲子
14 稲垣 哲也		

（欠席委員：4 加茂 太郎）

## ◆出席農地利用最適化推進委員（13人）

1 仲村 秀一	2 戸田 真一	3 將司 実
4 志田 啓佑	5 塩谷 正人	6 古池 正二
7 太田 雅章	8 安原 利幸	9 三栗谷 友理

10 齋藤孝一

13 小林正樹

11 市川善美

12 長岡みづ枝

◆事務局（5人）

局長 永沼浩一

次長 小林直樹

主査 岩井孝則

主任主事 木村直人

主事 花田夏菜

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0人（定員3人）

## ◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	皆様、こんにちは。 ただ今出席されております、農業委員は14人中13人です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和8年八千代市農業委員会第2回総会は成立いたしました。 推進委員は13人中13人が出席しております。
議長	ただ今から開会します。 日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。  【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め、指名します。 11番 黒澤委員、12番 花島委員、両委員にお願いします。
議長	日程第2、議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。
議長	この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。
議長	日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。
議長	議案第1号 農地公売に係る買受適格証明願の件、農地法第3条分、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（1号1番）
局長	本件は、東京国税局の実施する農地の公売に参加するための買受適格証明の交付を受けたいとするものです。 買受適格証明は、農地が差し押さえられ、裁判所による競売や公売にかけられた際に、入札しようとする者が、農地法の許可が受けられる者であるということを証明するものです。

	<p>今回の申請は、転用目的ではなく、耕作を目的とするものであり、農地法第3条と同様の許可基準に沿っての審議となります。</p> <p>なお、申請人が今回の審議で適格と認められ、落札者となった場合は、再度総会で審議することなく、農地法第3条の許可書を交付することとなります。</p> <p>本件は、1月29日、地区担当の吉橋委員、安原推進委員と1月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。金堀橋の南東約440mに位置しています。</p> <p>提出された営農計画書によると、申請地を取得した場合は、水稻を栽培したいとのことでした。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 安原推進委員どうぞ。</p>
安原推進委員	<p>8番 安原です。去る1月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は基盤整備事業の施工中であり、農地の集積化のため、取得したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、買受適格の証明及びその後の許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。      続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の1番について、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時から農地法第3条の許可要件に変更がないことが確認された場合は、許可書を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号の1番については、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時から農地法第3条の許可要件に変更がないことが確認された場合は、許可書を交付することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号 農地法第3条の件、申請番号1番について、本件につきましては、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。</p>
<p>議長</p>	<p>【1号1番 申請人入室】</p> <p>申請人の方でよろしいですか。</p>
<p>申請人</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>申請されました件について、各委員の質問に座ったままで結構です。お答えください。事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読（2号1番）</p>
<p>局長</p>	<p>本件は、1月29日、地区担当の周郷委員と1月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図2ページをご覧ください。農免道路の桑橋の南東約490mに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。譲受人の申請理由は、農業の新規参</p>

	<p>入です。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。機械の保有については、ブルーベリー・レモンの作付けを予定しており、大型農業機械の保有予定はありません。栽培技術については普及指導員の営農指導を受け、栽培技術の研鑽に努めているとのこと。常時従事要件は、両名共に従事日数が200日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はありません。また、地域内のルールを順守し、役割を果たすよう周辺農業者と協議するとのこと。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>10番 周郷委員どうぞ。</p>
周郷委員	<p>10番 周郷です。去る1月29日に現地調査を行いました。現地は普通畑であり、防鳥網等が既に設置され、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、地域との調和を重視するとのことであり、先ほどの事務局の説明のとおり、農業を開始するにあたり特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>申請人は新規就農者ということですので、自らの営農計画の説明を願います。</p> <p>また、委員の皆さんはお手元に申請人の営農計画書を配付していますのでご参照ください。</p>
申請人	<p>では、説明させていただきます。今回、麦丸地区の農地を新規で就農させていただくこととなりました。よろしくお願いいたします。</p> <p>土地の選定理由は、観光農園を目指しているため、ブルーベリー狩りのために2,000㎡以上あり、近くに広い道路もあり、また自宅からも近いため、こちらを選びました。</p> <p>作付時期につきましては、5月頃から9月頃で、ブルーベリーとレモンを植えています。農作業従事延べ日数につきましては、約200日です。</p> <p>年間収支計画に関しまして、生産経費として、ブルーベリー専用パックが7万9,000円、人件費は、繁忙期が7～8月で1時間1,140円で年間41万400円、肥料は5万円、スムージー加工用食材等のブルーベリー、牛乳、ヨーグルト、蜂蜜、容器で38万円、ジャム加工用食材等</p>

のブルーベリー、砂糖、レモン、瓶で3万円、合計94万9,400円になります。

収益に関しましては、ブルーベリー狩り、1人2,300円、1時間程度を考えています。平日は1日で10人を予定し、土日祝日は、1日で60人を予定しています。合計で90日稼働することを考え、平日は161万円、土日祝日は276万円の金額となります。ブルーベリーの販売は、直売は100gで400円、41kgで16万4,000円、市場のほうは、まだ検討しているところですが、100gで250円、50kgで12万5,000円です。レモン販売は、1個150円、200個で3万円です。ブルーベリースムージーは、1杯550円で狩りに来られた方の半数が飲まれる計算で、950杯分で52万2,500円です。ブルーベリージャム150gで650円、300本分で19万5,000円です。合計した年間の収益として、540万6,500円になります。

年間予定消費量としては、ブルーベリー狩りで、1人あたり300g召し上がるとして、1,900人で570kg、ブルーベリースムージーは、1杯当たり120g使用して、950杯で114kg、ブルーベリージャムは、1本あたり150g使用して、300本で45kg、販売のほうでは、直売の出荷で41kg、市場出荷で50kg、年間予定生産量は、低めの見積もりをしています。木一本あたり1.2kgで687本植えていますので、820kgを見込んでいます。

年間収益ですが、営業開始1年目は、収益がありませんので0円です。2年目は、ブルーベリー狩りが1,300人で299万円、スムージーが650杯で35万7,500円、ジャムが50本で3万2,500円です。3年目は、ブルーベリー狩りが1,500人で345万円、スムージーが750杯で41万2,500円、ジャムが100本で6万5,000円です。4年目は、ブルーベリー狩りが1,700人で391万円、スムージーが850杯で46万7,500円、ジャムが200本で13万円です。5年目は、ブルーベリー狩りが1,900人で437万円、スムージーが950杯で52万2,500円、ジャムが300本で19万5,000円です。

生産物の処理方法ですが、ブルーベリー狩りとそこで直売を計画しています。JA八千代市ファーマーズマーケット「よったいよ」や道の駅やちよなどにも出荷を考えています。また、地元のスーパーにも声をかけてみます。オンラインショップで直接消費者の方への販売は、一般の市場には出回りにくい大粒や特定の味覚に特化した品種を栽培しているため、高価格で販売したいと考えております。

農機具、作業場、倉庫等の確保方法につきましては、農地の一面に小さ

	<p>なハウス又は小さなコンテナを考えています。</p> <p>通作距離等に関しましては、通作距離は500m、通作時間は2分、交通手段は自動車や自転車を考えています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続いて、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番 立石巖委員どうぞ。</p>
立石巖委員	<p>3点ほど伺います。まず、生産収益の欄についてご説明いただいた訳ですけど、ここに出ている単価はブルーベリー等をやる場合には、一般的な単価なのでしょうか。</p>
申請者	<p>単価につきましては、近くの安原ブルーベリー農園さんや千葉農業事務所にも金額の相談をさせていただき、妥当な金額であると助言いただいております。</p>
立石巖委員	<p>レモンの栽培も記載がありますが、現状では何本ほど植える想定をしていますか。</p>
申請者	<p>今は、15本植えていて、今後も増やすスペースは残っていて、35本までは植えられます。</p>
立石巖委員	<p>あと、年間収益5年分まで記載されていますが、今後ブルーベリーの本数を増やすことは考えていますか。</p>
申請者	<p>今の687本は、全て植え終えていて、それが成木になった想定で計算しております。</p>
議長	<p>他に、質疑ありませんか。</p> <p>9番 今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>先日、現地を拝見させていただきまして、まだ、苗木の状態で小さいですけれども、ブルーベリーは、今年の春には花が咲くと思います。花は全部取ってしまって、木を大きくするほうが良いと思いますが、どうされる予定ですか。</p>
申請者	<p>今年は実を成らせないで、味見程度に抑えて、木を大きくすることを考</p>

	えています。
今井委員	植えた所の畑の状態は、土の上に苗木が植えてありましたが、ブルーベリー狩りをするとすると、雨上がりなどは人が歩いたりして、土が乱雑に飛び散ってしまうと思います。その辺の対策は考えていますか。
申請者	初めは通路にシートを引くことを考えましたが、昨今、温暖化が厳しいこともあって、ブルーベリーへの影響も懸念しています。もう少し余裕があったら、歩くところだけ、シュラフのようなものや天然の雑草をうまく利用したいと思います。
今井委員	もう一点伺いますが、ブルーベリーは枝にイラガの幼虫がついてしまっていて、もし、ブルーベリー狩りの最中にお子さんが刺されてしまうと大変なことになってしまいます。害虫の防除はどうお考えですか。
申請者	自宅のほうで試しに育てているブルーベリーに、イラガがついてしまっていて、刺された経験があり、すごく痛い思いをしたことがあります。害虫の防除につきましては、9ミリ角の防鳥ネットで害虫の侵入を防ぐとともに、JA八千代市の経済センターと相談しながら、適切な薬剤を使用したいと考えております。
議長	他に、質疑ありませんか。 4番 志田推進委員どうぞ。
志田推進委員	ブルーベリー狩りに来るお客さんは車で来るとはと思いますが、駐車場やトイレなど設置する予定はありますか。
申請者	駐車場は、ブルーベリー農園の隣に3～4台ほどの駐車スペースがあります。トイレのほうは、八千代市役所農政課に相談し、補助事業もあると伺っているので、その申請をしながら、それまではレンタル等を置きたいと思います。
志田推進委員	加工品を販売する予定ということで、加工品に関しては、ご自身で作業されるのか、業者に委託されるのか、どちらでしょうか。
申請者	詳細はまだ決めておりませんが、自宅で作業しようと考えております。

志田推進委員	<p>一点だけ，スムージーとジャムがあるなら，是非，ブルーベリーのアイスも検討してみてください。</p>
申請者	<p>是非，やってみたいです。</p>
議長	<p>他に，質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。 申請人は退室してください。</p> <p>【2号1番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより，議案第2号の1番について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め，討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について，原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。 よって，議案第2号の1番については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件，本件につきましては，関係委員がおりますので，別々に分けて審議・採決を行います。 まず，申請番号1番について，審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（3号1番）</p>

<p>局長</p>	<p>右上に参考案内図1-1と記載があります案内図をご覧ください。  場所は、神崎橋の南西約330mに位置しています。  借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は5年です。賃貸借料は、10aあたり米1俵です。  貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。  認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。  常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。  それでは、関係委員は退室してください。</p> <p>【関係委員退室】</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案第3号の1番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか討論・採決を行います。  討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。  続いて採決を行います。  議案第3号の1番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。  よって、議案第3号の1番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しま</p>

	<p>した。</p> <p>関係委員，入室願います。</p> <p><b>【関係委員入室】</b></p>
議長	<p>次に，申請番号2番から7番について，審議・採決を行います。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（3号2番から4番）</p>
局長	<p>右上に参考案内図1-2と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は，市ふれあいプラザの北約80mに位置しています。</p> <p>申請番号2番及び3番は，先月の総会の合意解約で報告した梨畑となります。</p> <p>借人の申請理由は，その梨畑をそのまま引き継ぐもので，賃貸借権の新規設定，期間は10年です。</p> <p>賃貸借料は，10aあたり30,000円です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>認可要件について，全部効率利用要件は，遊休農地はありません。</p> <p>常時従事要件は，従事日数は300日ですので，150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（3号5番）</p>
局長	<p>右上に参考案内図1-3と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は，やちよ農業交流センターの南西約790mの範囲に位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の新規設定で期間は5年です。賃貸借料は，年間30,000円です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>認可要件について，全部効率利用要件は，遊休農地はありません。</p> <p>常時従事要件は，従事日数は250日ですので，150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（3号6番から7番）</p>
局長	<p>右上に参考案内図1-4と記載があります案内図をご覧ください。</p>

	<p>場所は、市立勝田台中学校の南西約190mに位置しています。</p> <p>借人は、新たに水稲部門を開拓したいと昨年の新規就農相談会に来られ、地元委員の協力のもと、農地のマッチングが成立した事例です。</p> <p>申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は5年です。賃貸借料は、6番が年間24,000円、7番が年間12,000円です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は240日ですので、150日要件を満たしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して、質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、議案第3号の2番から7番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか一括して討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号の2番から7番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号の2番から7番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>

次長	議案説明（４号１番）
局長	<p>本件は、１月２９日、地区担当の塩谷委員と１月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図３ページをご覧ください。市立南高津小学校の南東約５００mに位置しています。</p> <p>申請内容について、申請地は、令和７年８月に相続が生じたことから、新たに相続税の納税猶予の適用を受けたいとするものです。</p> <p>納税猶予を受けるための要件として、被相続人は、死亡の日まで農業を営んでいた個人であること。相続人は、相続税の申告書の提出期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うこと。対象地は、市街化区域内の農地であり、特定生産緑地の指定を受けていること。</p> <p>以上、すべて要件を満たしております。</p> <p>また、納税猶予制度の活用にあたっては、終身にわたり相続人自らが継続して農業経営を行う必要があることを説明しており、申請地が遊休化しないよう指導し、その旨を承知しています。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>５番 塩谷推進委員どうぞ。</p>
塩谷推進委員	<p>５番 塩谷です。去る１月２９日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>当日は相続人本人にも立ち会っていただき、納税猶予の条件として終身で営農を行う必要があること、子の世代にも営農を続ける必要があること等を説明し、理解した上で納税猶予の適用を受けるようお願いいたしました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、申請人は納税猶予を受けるための要件を満たしておりますので、適格者証明書を発行するにあたり、問題はないと思われます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p>

	<p>これより議案第4号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の1番について、原案のとおり適格があると認め、証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の1番については、原案のとおり適格があると認め、証明することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第5号 非農地判断の件について、本件につきましては、先月8日に令和7年度第4回総会運営委員会が開催され、事前に協議を行いましたので、佐藤委員より報告願います。</p>
佐藤委員	<p>2番 佐藤です。去る1月8日に、令和7年度第4回総会運営委員会を開催し、非農地判断候補地の検討について、協議を行いました。 非農地判断につきましては、今年度の利用状況調査から、事務局で選定した吉橋及び神久保の2地区を候補地として検討を行いました。 協議の結果、吉橋は所有者が精力的な農家であるため、非農地判断に適さないと判定したことから、神久保を候補地とし、仮に所有者の承諾が得られない場合は、再度候補地を検討することを決定しました。 今般、神久保における候補地の所有者から非農地判断について、承諾を得られましたので、本総会にお諮りすることといたしました。報告は以上です。</p>
議長	<p>佐藤委員ありがとうございました。 次に、本件について審議及び採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
局長	<p>議案書の8ページをご覧ください。本件は、1月29日、地区担当の戸田推進委員と1月の現地調査班で調査を行いました。</p>

	<p>場所は、案内図の4ページをご覧ください。島田台協同館の北約380mに位置しています。</p> <p>非農地判断とは、平成21年12月11日付け農林水産省の「農地法の運用について」という運用通知、第4の規定に基づいて行います。</p> <p>手続としましては、今年度の利用状況調査の結果、森林の様相を呈しているなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地を、非農地と判断するものです。詳細は担当より説明します。</p>
事務局	<p>詳細説明（5号1番）</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>2番 戸田推進委員どうぞ。</p>
戸田推進委員	<p>2番 戸田です。去る1月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地はお手元の資料の現況写真のとおり、完全に竹林となっていました。</p> <p>事務局から説明があったとおりですが、現況が農地以外の土地になっていることが明白であり、非農地と判断するに止むを得ないものと考えております。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いします。</p>
議長	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>1番 立石猛委員どうぞ。</p>
立石猛委員	<p>航空写真を見ると当該地右隣の隣接地は、道路に見えるのですが、所有者が一緒になった場合は、開発が可能となりますか。</p>
事務局	<p>これは、細長い筆の土地で、一見すると道路に見えますが、地目上は農地がつながっている一筆の土地で、道路ではありません。</p>
立石猛委員	<p>分かりました。開発につながる恐れが心配で質問しました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>6番 立石巖委員どうぞ。</p>
立石巖委員	<p>航空写真の当該地の周りは農地ですか。</p>
事務局	<p>所有者の氏名が記載されている土地については、地目上は農地になりま</p>

	<p>す。現地は写真でご覧いただいたような竹林で完全に山林化しており，隣接で現に営農している所はございません。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>質問になりますが，竹林の場合でも，竹の子とか生産をして，出荷した際は，農地に該当することになりますか。</p>
事務局	<p>竹林でも，肥培管理されている場合は，農地に該当します。今回の当該地及びその周辺は，明らかに管理されておりません。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。 これより議案第5号の1番について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め，討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第5号の1番について，原案のとおり非農地と判断することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。 よって，議案第5号の1番については，原案のとおり非農地と判断することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件，事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1号1番）</p>

議長	報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（2号1番から2番）
議長	報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（3号1番から10番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他といたしまして、「八千代市環境審議会」が先月27日に開催されましたので、佐藤委員より報告願います。
佐藤委員	2番佐藤です。先月27日に八千代市環境審議会が行われました。今回の内容は、主に下水道になります。市民委員の方からは、農業が原因で川が汚れているのではないかというお話をいただきまして、決して、昔のような肥料や農薬の垂れ流しはありませんよというような回答をして、誤解を鎮めるお話をさせていただきました。あとは、下水の関係のため、市街地でも下水が整備されている所と整備されていない所の差はどうなりますかななどの内容で閉会となりました。報告は以上となります。
議長	佐藤委員ありがとうございました。
議長	次に、先月30日に下高野地区の地域計画に関する話合いが開催されましたので、黒崎委員より報告願います。

黒崎委員	<p>13 番 黒崎です。去る1月30日に下高野公会堂において、地域計画の協議の場が開催されました。参加者は15名ほどで、内容としましては、昨年確定した地域計画の再確認が行われるとともに、下高野地区の現状と今後の展望について、話し合いを行いました。案としては、2案ありまして、上高野地区で耕作中の遠方農家さんにあっせんする案、それから企業の参入に向け農地リストを千葉県に提供するという案です。この2案について、グループごとに話し合いをしました。どのグループも2案とも前向きに検討していくとの方向でまとまりました。今回の協議の場で、個人的に良かったと感じた点になりますが、上高野地区からも小林推進委員をはじめ、3名の参加がありました。その中には新規就農で上高野の圃場を借りていて、下高野にも拡大していきたいとの希望があり、下高野の農家へ直接思いを伝えることができまして、実際にあっせんする方向で話が進んでいる状況となったことです。その他にも、今まで参加されていない方が数名ほど参加してくださり、有意義な協議の場になったと思います。報告は以上となります。</p>
議長	<p>黒崎委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、先月行われました、第1回農業委員会総会において審議した議案第3号 農地の賃借料情報の提供について、頂いた意見を元に事務局と調整を図りましたので報告がございます。</p> <p>詳細は事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、私から先月の総会にて議決頂いた「議案第3号 農地の賃借料情報の提供について」提供する情報を修正いたしましたので説明します。</p> <p>お手元の資料、別紙1をご覧ください。両面刷りとなっており、「修正後」と記載のある面が修正後の資料となります。黄色で着色した部分が修正した箇所となります。</p> <p>それでは、修正した点についてご説明します。</p> <p>先月の総会において、ご提案頂いた内容が2点あり、1点目は、賃借料が生じない使用貸借による貸し借りが本資料に反映されていない、または資料からは読み取りづらい点、2点目は、賃貸借料が区分けした地区内でも差異があるという点です。</p> <p>これらの点を踏まえて資料を修正いたしました。</p> <p>まず、使用貸借の実績が反映されていない点について、各地区の平均額に、使用貸借の実績を含めた平均額を併記することとしました。併せて、使用貸借のあった地区にはその筆数（データ数）を記載し、各地区におけ</p>

	<p>る使用貸借の実態を反映するようにしました。</p> <p>次に、地区内で賃貸借料に差異があることについて、地区分けを細かくし、第2区と第3区は南北に分けることとしました。</p> <p>最後に、物納があった地区は賃貸借料が高額になる傾向があったため、物納があったことが分かり易いよう、地区名の隣に「物納」と付すこととしました。</p> <p>これら修正した情報を元に、市のホームページへ掲載するとともに、3月に発行する農業委員会だよりへ掲載したいと考えております。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p>
議長	<p>その他に報告のある方はいらっしゃいますか。</p>
議長	<p>【「報告なし」の声あり】</p> <p>報告等がないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>以上で令和8年第2回総会を閉会します。</p>